

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活困窮者自立支援統計システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部社会福祉課厚生係	
個人情報ファイルの利用目的	白井市くらしと仕事のサポートセンターにおける相談業務の円滑な運営に資することを目的とし、相談業務において知り得た情報を適切に管理する。	
記録項目	1相談者ID、2氏名、3生年月日、4性別、5住所、6電話番号、7メールアドレス、8家族関係等個人の属性に関わる基本的情報、9健康状態、10疾病、11障がい、12介護等健康に関する情報、13収入、14資産、15債務等経済的情報、16福祉制度利用状況、17生活歴や過去の経験、18抱えている課題等、19相談業務にて知り得た情報	
記録範囲	白井市くらしと仕事のサポートセンターにおける相談者	
記録情報の収集方法	相談業務での聞き取りや本人から提出される住居確保給付金支給申請書など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	行政経営推進課 行政経営デジタル係
	(所在地)	〒270-1422 千葉県白井市復1123番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	令和5年度価格高騰支援給付金システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部社会福祉課厚生係	
個人情報ファイルの利用目的	令和5年度住民税の非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給事務及び問合せ対応等のために利用する。	
記録項目	1氏名、2続柄、3生年月日、4住所、5転入情報、6転出情報、7所得情報、8課税情報、9扶養情報、10口座情報、11宛先番号	
記録範囲	給付金支給対象世帯の世帯主、世帯員	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、課税台帳、給付金申請者本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	令和6年度に事業終了	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	調整給付金システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部社会福祉課厚生係	
個人情報ファイルの利用目的	令和6年度に実施される定額減税とあわせて給付される定額減税を補足する給付金の支給事務及び問合せ対応等のために利用する。	
記録項目	1氏名、2続柄、3生年月日、4住所、5転入情報、6転出情報、7所得情報、8課税情報、9扶養情報、10口座情報、11宛先番号	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、課税台帳、給付金申請者本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	令和6年度に事業終了	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	令和6年度価格高騰支援給付金システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部社会福祉課厚生係	
個人情報ファイルの利用目的	令和6年度住民税の非課税世帯に対する価格高騰支援給付金の支給事務及び問合せ対応等のために利用する。	
記録項目	1氏名、2続柄、3生年月日、4住所、5転入情報、6転出情報、7所得情報、8課税情報、9扶養情報、10口座情報、11宛先番号	
記録範囲	給付金支給対象世帯の世帯主、世帯員	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、課税台帳、給付金申請者本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	令和7年度に事業終了	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	不足額給付金システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部社会福祉課厚生係	
個人情報ファイルの利用目的	令和6年度に実施した定額減税及び定額減税を補足する給付金に不足が生じた人に対し、令和7年度に追加で給付を行う支給事務及び問合せ対応等のために利用する。	
記録項目	1氏名、2続柄、3生年月日、4住所、5転入情報、6転出情報、7所得情報、8課税情報、9扶養情報、10口座情報、11宛先番号	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、課税台帳、給付金申請者本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	令和7年度に事業終了	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活保護システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課 生活支援班	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行うため	
記録項目	1氏名、2続柄、3生年月日、4性別、5個人コード、6住民登録地、7世帯番号、8世帯類型、9訪問類型、10保護開始日、11保護停止日、12保護廃止日、13保護地区、14生活扶助基準、15支給額情報、16支給決定日、17年金情報、18収入情報、19就労情報、20民生委員、21電話番号、22居住地、23本籍地、24筆頭者、25国籍、26在留資格、27在留期限、28障害傷病状況、29居住情報、30学校情報、31DV有無、32担当者、33係名、34生活歴・過去の経験、35抱えている課題等、36相談業務にて知り得た情報、37個人番号	
記録範囲	生活保護受給者、申請者、相談者、廃止者、扶養義務者、民生委員、医療機関等	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、公用請求により官公署、医療機関、金融機関等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人、扶養義務者、医療機関、民生委員等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		